

○厚生労働省告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
<p>一～五 (略)</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び第7の2の3の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>五の三 別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者</p> <p>五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者</p> <p>五の四 別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。)第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>五の五 別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注13の4及び注13の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>五の五 別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者</p> <p>(削る)</p>	<p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>六 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること</p> <p>(1) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</p>		

(6) 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、ストーマ処置を実施している状態	(5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニタ一測定を実施している状態	(4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	(3) 中心静脈注射を実施している状態
(5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニタ一測定を実施している状態	(4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	(3) 中心静脈注射を実施している状態	(2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
(4) 中心静脈注射を実施している状態	(3) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニタ一測定を実施している状態	(2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
(3) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニタ一測定を実施している状態	(2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	
(2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態		
(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態			

和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態

(8)(7)
経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態
褥瘡に対する治療を実施している状態

(9)(8)(7)
気管切開が行われている状態

九 介護給付費等単位数表第9の9の注2、第10の8の2の注、第11の5の9の注及び第15の9の注及び第12の2の注、第12の15の4の注、第13の14の3の注、第14の16の2の注並びに第15の6の注の厚生労働大臣が定める者
(略)

十 介護給付費等単位数表第10の1の注2の2及び第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者
(略)

別表第二

- (1) レスピレーター管理
- (2) 気管内挿管、気管切開
- (3) 頸咽頭エアウェイ
- (4) O₂吸入又はspO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上6回／日以上の頻回の吸引
- (5) ネプライザ 6回／日以上又は継続使用
- (6) LVH
- (7) 経管(経鼻・胃ろうを含む。)
- (8) 腸ろう・腸管栄養
- (9) 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)
継続する透析(腹膜灌流を含む。)
- (10) 定期導尿3回／日以上
- (11) 人工肛門
- (12) 別表第二 (略)

九 介護給付費等単位数表第9の9の注2、第11の5の9の注及び第15の6の注の厚生労働大臣が定める者
従業者
(新設)
(略)

十 介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める
(略)

別表 (略)